令和７年（第４回定例会）

観光建設水道委員会　会議録

令和７年１２月８日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時　令和７年１２月８日（火）

開議　午前１０時００分　　閉議　午前１１時３０分

○開会場所　市議会 第２委員会室

○出席委員（９名）

委員長	阿部真一	副委員長	松川章三
委員	塩手悠太	委員	森裕二
委員	小野佳子	委員	森山義治
委員	吉冨英三郎	委員	野口哲男
委員	泉武弘		

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者（１７名）

競輪事業管理者	上田亨	観光・産業部長	日置伸夫
建設部長	山内佳久	上下水道局長	橋本和久
公営事業局副局長	大町史	公営事業局副局長 兼デジタル推進課長	松本弘次
産業政策課長	市原祐一	産業政策課参事	小野茂行

都市計画課長	山田栄治	都市整備課長	田邉和也
公園緑地課長	久保田　仁	施設整備課長	籠田真一郎
上下水道局営業課長	中江隆一郎	上下水道局下水道課長	川野康治
公営事業局総務課長	松島俊樹	公営事業局事業課長	山本直樹
公営事業局地域振興室長	加藤千鶴		

○議会事務局出席者

主任　定宗隆一郎　　主事　今留　蓮

○付託議案及び審査結果等

付託議案		審査結果
議第９８号	令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分	全員一致による原案可決
議第１０２号	令和７年度別府市競輪事業会計補正予算（第１号）	全員一致による原案可決
議第１１０号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１１１号	別府市水道事業給水条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１１２号	別府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１１３号	別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１１４号	別府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１１５号	別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決

議第１２０号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第１２１号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第１２２号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第１２３号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決

○会議録　　別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和７年１２月８日

観光建設水道委員会

委員長　阿　部　真　一

観光建設水道委員会　会議概要

○阿部委員長
　ただいまから、観光建設水道委員会を開会いたします。
　当委員会に付託を受けました議議案は、議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分ほか11件でございます。
　審査は、お手元に配付しております議案の審査順序表に記載の順により、各課から説明を受け、質疑を行い、採決いたしますのでよろしくお願いいたします。
　初めに、公営事業局関係議案の審査を行います。
　議第102号令和７年度別府市競輪場事業会計補正予算（第１号）及び議第113号別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正についてから、議第115号別府市競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、計４件について当局から一括して説明をお願いいたします。

○上田競輪事業管理者
　本議会では、予算議案１件、事件議案３件を提出しております。
　詳細につきましては、副局長及び担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いします。

○大町公営事業局副局長
　公営事業局副局長の大町でございます。
　それでは、本議会において提出をしております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。
　公営事業局からは、議第102号令和７年度別府市競輪事業会計補正予算（第１号）を予算議案として提出いたしております。
　予算議案以外では、総務課から、議第113号別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び議第114号別府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について、地域振興室から議第115号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について提出をいたしております。4
　御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、議案の詳細につきましては、総務課長より御説明をいたします。

○松島公営事業局総務課長
　それでは、議第102号について御説明いたします。
　競輪事業会計補正予算（第１号）、１ページをお開きください。
　第２条の業務の予定量でございます。これは当該年事業年度の基本的目標として、業務の予定量を定めたものでございます。年間車券発売金を112億2,000万円増の合計441億円と見込んでおります。
　１日平均車券発売金については、年間車券発売金を、本条開催日数98日で除したもので、１億1,449万円増の合計４億5,000万円を見込んでおります。
　年間場間場外発売日数につきましては、11日減の合計327日を見込んでおります。
　次に、第３条の収益的収入及び支出でございます。
これは、経営活動に伴う収益と費用を示すものでございます。
　まず、収入につきましては、112億4,956万1,000円の増額を計上し、合計447億9,454万2,000円と見込んでおります。
　続いて２ページをお開きください。
　支出につきましては、104億1,760万8,000円の増額を計上し、合計434億3,755万1,000円と見込んでおります。
　収入の主な補正内容について御説明いたします。６ページをお開きください。１款１項１目車券発売収益を112億2,000万円増額計上しております。

続いて、７ページをお開きください。
支出の主な補正内容について御説明いたします。
１款１項１目開催費を 102 億 8,008 万円増額計上しております。これは、車券発売金の増額に合わせ的中車券払戻金を初めとする各種開催経費の増額が主なものとなります。
次に１款１項３目総係費を１億 3,529 万円増額計上しております。これは、令和７年度下期運用開始としております競輪投票ポータルサイトの運用経費が主なものとなります。
予算書の 23 ページをお開きください。競輪投票ポータルサイトの運用費の増については、９節備消品費及び 15 節委託料も増額が主なものとなります。
競輪投票ポータルサイトの状況等について御説明いたします。
配付資料の競輪投票ポータルサイト説明資料を御覧ください。
１の運営スケジュールについてでございます。システム構築は現在順調に進んでおり、プログラム開発単体テスト中であります。その後、中央システムとの接続テスト、稼働テスト等を行い、統括団体であるＪＫＡのシステム接続判定で合格となれば、３段目にあります発売開始予定レースとして、別府競輪場において、３月 24 日火曜日から 26 日木曜日に開催されるＦＩナイターから発売を開始する予定となっております。
発売開始に向けた広告宣伝については、実施方針や宣伝手法を検討し、発売開始時期に合わせて、広告宣伝等を行っていく予定としております。
２の運営関連経費についてでございます。売上げ見込みについては、先ほど御説明しました３月の別府開催１開催分として、1,000 万円を見込んでおります。費用につきましては、広告宣伝等の競輪投票ポータル活性化事業として１億円を計上しております。また、競輪投票ポータル活性化事業につきましては、令和８年度まで限度額を７億円として債務負担行為を設定しております。
そのほかの経費につきましては、システム保守運用費として 985 万円、資金送金・決済、映像利用、予想サービス利用等のシステム運用費用として 719 万 1,000 円、問合せ対応を行うヘルプデスク設置に伴う費用として 175 万円を計上しております。
３の運営主体でございますが、施行者が実施する投票ポータルサイトということで、別府市が主体となりますが、運用保守については、引き続きチームラボ及びアソビューと行っていくこととしております。
競輪投票ポータルサイトの説明は以上でございます。
予算書の説明になります。
９ページをお開きください。第３条予算補正の結果、当年度純利益はキャッシュフロー計算書の１業務活動によるキャッシュフロー、最上段に記載しております 12 億 101 万 5,000 円と見込んでおります。
２ページにお戻りください。第４条の資本的収入及び支出でございます。これは、将来の経営活動に備える投資や、一般会計繰出金などの収入及び支出を示すものでございます。
収入におきましては、１億 792 万 3,000 円の増額を計上し、合計 18 億 885 万 6,000 円と見込んでおります。
支出については４億 5,169 万 8,000 円の増額を計上し、合計 24 億 9,501 万 1,000 円と見込んでおります。
収入の主な内容について御説明いたします。
８ページをお開きください。
１款１項１目基金繰入金を１億 792 万 3,000 円増額計上しております。
続いて支出の主な内容について御説明いたします。
１款１項１目固定資産購入費用を 6,948 万 1,000 円増額計上しております。これは、選手駐車場拡張等に伴う土地購入費となります。
次に１款１項２目施設整備費を 3,844 万 2,000 円増額計上しております。これは、別府競輪場においてオートレース車券発売を行うための発売窓口改修費等が主なものとなります。24 ページをお開きください。オートレース車券発売窓口整備費の増については、15 節委託料の増額が主なものとなります。
オートレース車券発売の説明につきましては、事業課長が行います。

○山本公営事業局事業課長
　オートレースの概要につきまして御説明させていただきます。
　それでは配付資料のオートレース説明資料の１ページをお開きください。
　オートレースの運営状況についてですが、オートレースは小型自動車競走法に基づき、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため行われます。
　監督官庁及び振興法人は、競輪と同じく経済産業省とＪＫＡとなります。
　２ページをお開きください。オートレースの沿革でございますが、オートレースは昭和25年に船橋オートレース場で開催され、令和７年、現在では、全国５場で開催をされております。
　３ページをお開きください。オートレース場についてですが、川口オートレース場、伊勢崎オートレース場、浜松オートレース場、飯塚オートレース場、山陽オートレース場の５場で開催をされております。
　続きまして、４ページをお開きください。
　オートレースの発売拠点でございますが、本場５か所、専用場外37か所で発売をしており、専用場外につきましては、競輪の専用場外施設サテライトに併設をする形で行っております。
　続きまして、５ページをお開きください。オートレースの売上げ状況の推移でございますが、インターネットの民間ポータルサイトが牽引する形で、総売上げが増加しております。令和元年度に740億円だった売上げが、令和６年度には1,176億円に拡大しており、インターネット投票に占める割合が増えてきている中でも、専用場外の売上げは横ばい状態であり、一定程度、紙車券の売上げも期待できると考えております。
　６ページをお開きください。
　オートレース発売機設置場所についてでございますが、別府競輪場のメインスタンド１階北側に自動発売機２台を設置する予定でございます。
　続きまして、７ページをお開きください。オートレースモニター設置場所についてでございますが、別府競輪場のメインスタンド北側のエレベーター横のスペースに５台を１セットとしたモニターを２セット設置する計画でございます。
　資料にはございませんが、オートレース設置許可申請を１月下旬までに九州経済産業局に提出できるよう準備を進めております。
　以上簡単ではございますが、オートレースの概要の説明とさせていただきます。
　引き続き予算の説明について、総務課長が行います。

○松島公営事業局総務課長
　資本的支出の説明に戻ります。
　予算書の８ページをお開きください。
　１款３項１目基金積立金、877万5,000円増の増額を計上しております。これは競輪事業建設改良基金の預金利息の積立てとなります。
　次に１款３項２目投資有価証券を500万円追加計上しております。これは、将来の経営活動に向けた投資を行うものとなります。
　次に１款４項１目一般会計繰出金を３億3,000万円増額計上しております。
　２ページにお戻りください。第４条予算の財源についてでございます。補正の結果、６億8,615万5,000円の財源不足が生じますが、利益剰余金処分額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填する予定としております。
　３ページをお開きください。
　続いて、第５条の債務負担行為について御説明いたします。
　競輪投票ポータルサイト活性化事業につきましては、競輪投票ポータルサイトの広告宣伝等に係る経費について、令和７年度から切れ目なく実施するために、令和８年度まで、限度額７億円の債務負担行為を設定するものでございます。
　次に、オートレース車検投票端末機器整備事業につきましては、投票端末機器の製造に時間を要し、令和８年度以降の納品となることから、限度額1,995万9,000円の債務負担行為を設定しております。
　続いて、第６条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。主に

会計年度職員給与費の減額見込みに伴い、2,865万6,000円を減額計上しております。
　最後に、第７条の利益剰余金の処分については、一般会計繰出金として３億3,000万円増の合計６億3,000万円を見込むものでございます。
　以上が競輪事業会計に係る補正予算の内容でございます。
　続きまして、事件議案について御説明いたします。
　議案書の36ページをお開きください。
　議第113号別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。これは、競輪事業に附帯する事業を円滑に実施することにより、地域の振興に貢献するため、条例を改正しようとするものでございます。
　今回想定しております附帯事業は、オートレース車券発売について、競輪事業に附帯する事業として実施しようとするものでございます。
　議案書の38ページをお開きください。
　次に、議第114号別府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について御説明いたします。これは、競輪の収益をもって、社会福祉の増進、教育文化の発展等住民福祉の増進を図るにあたり、経費の財源の確保を円滑に行うため、別府市競輪事業建設改良基金に属する現金を競輪事業会計の現金に繰替えて運用することができる、繰替運用に係る規定を定めることに伴い、条例を改正しようとするものでございます。運用につきましては、競輪投票ポータルサイトの運営に当たり、想定以上の売上げがあった場合の資金需要に備えるものとなります。
　次の条例につきましては、地域振興室長から説明いたします。

○加藤公営事業局地域振興室長
　それでは議案書の40ページをお開きください。
　最後に、議第115号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。これは、競輪市民広場の使用料のうち入浴料を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。
　入浴料につきましては、１人１回につき110円としていたところ、大人１回につき200円、大人１人１回につき100円とし、１月に入浴券1,540円としていたところ、一月に入浴券代に2,500円、１月入浴券小人1,800円に改正しようとするものでございます。

○松島公営事業局総務課長
　以上で、議第102号別府市競輪事業会計補正予算（第１号）、議第113号別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について、第114号別府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について及び議第115号別府市競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。
　御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
　企業会計になっておりますので適切丁寧に当局に御説明してもらいました。以上で当局の説明は終わりましたので、これより、質疑を行います。
　質疑に関してはまず議第102号の別府市競輪事業会計補正予算(第１号)の部分から、質疑を行いたいと思いますが、質疑ある方は御発言を願います。

○塩手委員
　２点ございまして、まずオートレースの導入につきまして、確認なんですが、運営保守を行うチームラボ･アソビューと、何か連携というのがあったりするんですか。

○山本公営事業局事業課長
　塩手委員の御質問の部分ですが、今回のオートトレースの分についてはチームラボ・アソビューとの連携というのはございません。
　うちの売場の中で競輪と同じような機械を設置して、オートレースの場外車券を発売するというふうなことでございます。

○塩手委員
分かりました。
もう１点。債務負担行為についてお聞きしたいんですが、令和８年までの債務負担行為が７億円ということですが、７億のですね、積算というか、内訳を少し教えていただきたいんですが。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　債務負担行為を広告宣伝で使うということで予定をしているんですけども、一応内容については、１月、２月で、具体的に中身を詰めていってやる予定にはなっているんですけども、今、計画をしているのは、ＳＮＳからの誘客だったり、もともとアソビュー会員をターゲットとしていますので、そういう会員の誘客、それから各競輪場での広告宣伝というような形を考えております。

○塩手委員
　大変初歩的で申し訳ないですけど、何か予算をつけるときに、やりたいことを積み重ねていって、大体これぐらいのお金がかかるだろうという、大体の積算があって、それをオーバーしたときに補正になるとちょっと手続が煩雑になるんで、少し上乗せしてこれぐらいのっていうのは一般的な感覚としてはそうなんですけど、今のお話でいくと１月、２月でこれから詰めていくんだけど、大体７億円ぐらい、相場で大きく分けてかかるだろうという、そこの７億円っていうその設定理由をお聞きしたいんですけど。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　既存の民間ポータルサイトの広告宣伝費を見ますと、かなり莫大な金額増えてるんですけども、そこと比べると、同じ戦略を取ると別府市のほうが体力的に負けてしまいますので、まずは、ビジネスモデルとして設定しているアソビュー会員にまず、焦点を当てて、誘客したいと考えていると。まず、今回できるポータルサイトの知名度を上げていくっていうところで、広告宣伝のところは打合せをしてるんですけども、実際、本当はもっと大きな金額だったんですけども、一応、別府市の中でまずは全体８億円の中でやれることをやっていこうということで考えた金額となっております。

○塩手委員
　最後追加質問で、総額８億円ということですけど、今後、この事業を展開していくに当たっては、大体８億円ぐらいのかなり大きな金額が必要になるという認識でいいんですか。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　そこは、まだ見えてないというところが実情でして、まずは初期の周知、拡大が１番大事だと思っていますので、まず、この大きなお金をかけてそこに注力していきたいと。
　今後については、集客とか会員の状況を見まして、ちょっと考えていきたいと考えております。

○阿部委員長
　ちょっと整理させてもらうと、７億円の債務負担行為を計上するに当たっての事業内容というのは、今答弁があった形の内容が今度当初予算で出てくるということですか。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　広告宣伝費に関しましては、今年度の１億円、それから来年度に債務負担行為の７億円で考えています。
　その他のシステムの運用保守費、決済の代行費などは、来年度の当初予算で上げる予定としております。

○塩手委員
　東京都が今やってる東京都のアプリ、決裁全てを集約化するようなスマートシティーを目指したアプリに、勧誘するためにポイントをつけますと、税金関係で民間のポータルサイトよくやってるのが1,000円、登録してた1,000ポイント還元しますみたいな形で誘客していますけど、もしそういったことを考えておられるんであれば、やっぱり元手は、公金になるわけですので、アソビュー会員さんに対して、その公金をもってポイント還元するというようなことを考えているんであれば、慎重にそこら辺は対応していただきたいなということを申して終わります。

○阿部委員長
　当局、答弁いいですか。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　お話がありました件につきましてはその辺、十分に検討して行っていきたいと思います。

○吉冨委員
　今の話とちょっと関連の部分でもあるんですが、せっかくポータルサイトを今何十億円ってかけてつくってる中で、オートレースもその別府市のポータルサイトで同じように券が買えるようになりますか。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　既存の民間ポータルサイトでは、競輪と同時に買えるサイトがございます。
　行く行くそういう形に持っていければいいのかなというところがあるんですけども、まず、オートレースの仕組み等を確認して、その辺は慎重に検討していきたいなと思っております。

○吉冨委員
　お金をかけて、そういうものをつくるにおいて、将来的に分かっていることを、あわせて一緒にしていたほうが、後からするよりもお金って随分安くなりますよね。
　例えばビルを建てて、エレベーターがなかったからって困ったと。４階建てまではエレベーターが要らないけど、高齢者になったんでエレベーターを後で付けて外づけになるときには１億円とかかかるわけです。最初から付けていると、1,000 万円ぐらいで済むわけじゃないですか。
　だから、そういう部分でいうと、せっかく応用しようとするんであれば、別府市がつくるそのポータルサイトのアプリの中で、やはりオートレース車券も買えるように、本来一緒に考えるのが、私なんかは普通じゃないかというふうに思うんですね、お金をかけないというやり方であれば。だからやっぱりその辺のところの話合いができないのかなというのが、やはりちょっと気にかかるところですね。
　あとは本場に機械２台置くだけでしょう。ということは本場に来た人しか買えないってことですよね。ということは、競輪をしていた人が、オートレースもあるからということで、買おうかと。
　第１レース上がったから、多分ここはオートレースに回そうかというような形を、考えてるというか、棚ぼたじゃないですけど、上から果実が落ちてくるものをそのままそちらのほうに投資していただけるとありがたいなという考えじゃないかというふうに思うんですが、実際には別府市としてオートレースに出て、そのかけてる人なんていうのはどれぐらいいるかっていう。人数っていうのは把握できてるんですか。

○阿部委員長
　分かる範囲で。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　現在、オートレース車券を買っている方々にアンケートをとってるんですけども、その結果を見ますと、東京都下の関東と、あと、福岡にほとんど集中していまして、ちょっと大分でと

か別府で詳しく何人いるかっていう内訳はアンケートの中にはちょっと含めていませんので、現状はまだその辺が把握できてないという状況でございます。

○吉冨委員
　ということは、売上げとか、予想はですね、それこそ本当に予想ですよね。実を言うとね。そこに数千万の投資を先にしなければいけないと。
　だけど、説明を聞いたときに１年ぐらいで、その投資分は確保できるというふうになってるんですけど、それが本当にうまくいくかどうかっていうのは、実は分からないということでいいわけですか、そこはどうなんです。

○山本公営事業局事業課長
　今、委員の御質問の分で、一応、売上げの見込みというのは当初の段階で立てております。その目標に向かってですね、達成できるような、広報、宣伝をしてまいりたいとは考えております。

○松本公営事業局副局長兼デジタル推進課長
　現状、競輪のサテライトの場外売場でオートレース車券を売っているところで、大体の売上げの比率をもとに今回の収益を算出しているという形になります。

○吉冨委員
　昔、ＳＭＡＰの一員だった森さんが競輪場に来てイベントしましたよね。なぜかなと思ったんだけど、これはこれの前振りだったということで理解していいですか。

○山本公営事業局事業課長
　このオートレースの場外販売とは別で、たまたまといいますか。
　もともと、森選手を呼ぶところのイベントで計画を立ておりまして、今回のオートレースの件でということではありません。

○吉冨委員
　なるほど。
　これちょっと違う話なんですけど。500 万円、新たに投資有価証券、補正予算で組んでるじゃないですか。これってどこの有価証券に投資するのか。
　予算書の８ページに投資と書いてるけど、基金の積立ては分かるんですけど、この投資有価証券で 500 万円は初めて補正予算で上がっています。これはどういう内容なのか。

○松島公営事業局総務課長
　今回上げてます 500 万円につきましては、国債もしくは株式の取得、株式会社への投資とかそこら辺を今考えてまして、適切な時期が来ましたら迅速に動けるようにということでこの予算を上げさせていただいております。

○上田競輪事業管理者
　投資の部分でございますが、最初の経緯は、以前、議会の中で、行政の債権の運用の話がありまして、その当時、職員を研修に出してました。
　要は、大分県というか全国でも１番効率良く国東市が運用していましたので、我々基金を何十億か持ってますので、そこで債券の運用の研修を総務課長ほか職員にも行かせました。
　そのあと、含み損の話が出ましたので、ちょっと控えてました。
　今度いよいよ、国債とかも、利率も上がってますので、国債なり、企業債なり、公営事業局として、できるものをまずやってみようというところで、まずは小さい財布でつくって小さな予算ですけどやってみようというところでございます。

○吉冨委員
　今、国東市の話が出たんですけども、国東市の場合は、単に銀行に預けて、お金を基金として積むよりは、運用したほうがいいと。私の同期の県議会議員が税務に物すごく詳しくて、当時の議会の一般質問の中で国東はそうをやりながら、一気に利益を稼いで行ったという実績があると言っていたんです。
　ただ、地方自治法において言えば、必ず現金にできるものとか、そういう縛りが本来は確かあったんですよね。
　やっぱりそういう感じでなかなか運用というのできなかったというのが事実なんですけど、株も少なくとも、ＡＩなどが出てくる部分においては、10年以上持っていれば必ず下がることはまずないというのは出てる答えなんで、投資が悪いとは思わないんですけども、もしこれを、これから先やるんなら、もうある程度、腹決めてやる、額を大きくしたほうが実は利益としては稼げるという部分があるんでね、その辺のところはやはり、よく管理者も、頭、神経使って、債券を買うようにしていただければありがたいかなと思っています。

○塩手委員
　公営事業局の方と委員長にお願いしたいんですけど、これ、新しいポータルサイトが３月の末、一応運用開始予定ということですけど、運用開始する前に１度でも模擬を、委員会の中で、どういう仕組みなのか、自分たちの登録もしますんで、ちょっと覚えさせていただきたいなということをちょっとお願いしたいんですが。

○阿部委員長
　できる範囲でデモか、何かの画像でもいいですし、実機持ってきてやってもらうのもいいし、今この議論の中でもどういったものができるのか委員の皆さんは多分頭の中で混乱している部分がありますので、その辺ポータルサイトが３月に運用されるんであればその前にでもデモの画面上でどういうふうになるのかというのもちょっと委員会にも、説明を頂けたらと思いますので。

○泉委員
　事業管理者ね、皆さんよく頑張ってるから、このことは言いたくないんだけども、先ほどから説明を受けてるとね、やっぱり説明の能力の問題を疑われても仕方ない。
　吉冨委員が言ったようにポータルサイトの利用問題にしても収支見込みにしても、こういうものをね、やっぱ明確に委員会には示さなきゃいけない。
　地方自治法で予算編成は客観的なデータとか科学的根拠に基づいて積算してきなさいっていうのが決められて、公営事業局と言いながらもやっぱりそれを遵守するような姿勢がなきゃいかんと思う。
　これだけは厳しく指摘させてもらいます。

○阿部委員長
　その辺も次回また補正を上げるときの委員会審査には、適切な資料と説明の根拠を準備して、よろしくお願いしたいと思います。
　公営事業局側も予算書が一般会計の予算書と異なる部分があるんで、質疑するに当たり見えないところもございますので、その辺は当局と歩調をそろえてしっかり審査をしていきたいと思いますのでぜひ、よろしくお願いいたします。
　ほかに質疑、予算議案の件はよろしいでしょうか。
　それでは、ちょっと時間がたちましたが議第113号から議第115号までの事件議案の件について御質疑ある方、挙手をお願いいたします。事件議案はよろしいですか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　ほかに、質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　初めに、議第102号令和７年度別府市競輪事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。
よって、議第102号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に議第113号別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第113号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第114号別府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第114号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第 115 号別府競輪市民広場の設置及び管理の管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第110号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、公営事業局関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10時42分
再開：10時43分

○阿部委員長
再開いたします。
次に、産業政策課関係議案の審査を行います。
議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）産業政策課関係部分及び議第120号指定管理者の指定についての計２件について、当局から一括して説明を願います。

○日置観光・産業部長
今回、観光産業部におきましては、産業政策課から議案の提出をさせていただいておりますので、何とぞ慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市原産業政策課長
産業政策課長の市原です。よろしくお願いいたします。
それでは、議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）産業政策課関係部分及び議第120号指定管理者の指定については、関連する議案となりますので、あわせて御説明をさせていただきます。
最初に、事件議案について御説明をいたします。
議案書の47ページをお開きください。
議第120号指定管理者の指定について御説明をいたします。
これは令和８年10月１日から令和11年３月31日までの２年６か月の間、一般社団法人結色に別府市ものづくり支援等複合施設のうち、地域共生広場の管理を行わせようとするものでございます。
指定管理候補者の選定につきましては、別府市観光・産業部産業政策課指定管理候補者選定委員会を設置し、審査及び選定作業を行いました。
委員会での主な選定理由につきましては、浜脇中学校跡地を活用して、新たに設置される地域共生広場は、別府市ものづくり支援等複合施設の構成施設として、世代や特性によらない多様な主体の交流を促進することを目的としており、この視点から、一般社団法人結色の提案内容は、地域の様々な課題の解決に取り組んできた実績やネットワークをもとに、各世代の居場所や生きがいの創出を図るものであり、目的の達成が効果的に図られる点について評価ができ

ることが挙げられております。
　関連として、債務負担行為の補正がございますので、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）について説明いたします。
　予算説明書の７ページをお願いいたします。
　先ほど御説明いたしました地域共生広場の指定管理者の選定に当たり、指定期間中の予算を確保するため、令和８年 10 月１日から、令和 11 年３月 31 日までの債務負担行為補正として、指定管理料 3,295 万 4,000 円を計上しております。
　委員長資料の提出がありますので許可をお願いします。

○阿部委員長
　どうぞ。

○市原産業政策課長
　地域共生障害の指定管理に係る関係資料をお開きください。
　１ページ目が概要、２ページ目が配置図、３ページ目が詳細なレイアウト図、４ページ目が指定管理候補者について記載をしております。
　２ページ目を御覧ください。
　今回の指定管理の範囲になりますけども、緑色の箇所となっております。
　管理棟の１階及び体育館と運動場になります。黄色い箇所の管理棟２階と３階は、ものづくり工房として竹工芸等のものづくりの作家さん等にアトリエ作業場としての貸出し、また、高付加価値化のためのものづくり教室等を開催する予定になっております。
　こちらは直営で運営いたします。
　１番下のスケジュールになります。
　今議会で議決を頂ければ、候補者と協定を締結し、来年の 10 月の開館に向けて、準備段階に入りたいと考えております。
　４ページ目を御覧ください。
　指定管理候補者についてでありますが、代表が一色翔太さん、南小学校の近郊の立田町で、地域密着複合型コミュニティースペース結色を運営されております。
　主な事業内容としましては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等の訪問支援、また子ども食堂では、貧困世帯、独り親家庭、不登校児童を対象とした食の支援を行っております。
　また、浜脇モールなどでのマルシェの実績もございます。
　説明は以上でございます。
　御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
　以上で、当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○塩手委員
　３点あります。
　まず、審査方法はどういう方法をとったのか。
　それから、審査委員の人数、それから、属性がどういった属性になっているのかということが１点。
　それから、今回指定管理を初めて行う団体だというふうに思うんですが、そうなるとその団体の資本というか経営能力が今どうなのかっていうところをしっかり確認をもちろんされたと思うんですけど、そこの団体の資本能力というところをどうやって確認したのかと、しっかり確認したんですかというところが２点目。
それから３点目が、今回、指定管理の協定を結ぶということですけど、災害協定等の協定はどういうふうに、今考えられているのか、この３点お願いします。

○市原産業政策課長
　まず、審査方法になりますけども、選定委員会を開催させていただきました。
　提案していただいた内容をもとに、５段階評価で採点をしております。
　選定委員のメンバーですけども、６名での選定になります。
　属性といたしましては、大学の講師、地域住民の代表の方、財務の専門の方、金融機関の方、あとは、庁内の職員が２人の計６名でございます。
　あとは、候補者の団体の資本的な能力の確認についてなんですけども、申請の段階で安定的な運営を行うための組織体制及び経理的基盤に関する説明については、事業計画の中に記載していただいております。
　あわせて財務状況を示す書類の提出も求めております。
　御提案頂いた計画書の中に、財務の安定を評価する部分がありますので、この部分については、選定委員の中の財務の専門家であったりとか、地域の金融機関の方がいらっしゃいましたので、その方が重点的に、質疑をしたという経緯もございます。
　そこで、特に問題ないというふうに判断をしております。
　あと、協定における災害の部分につきましては、指定管理者の責任で対応するように、仕様書の中に入れさせていただいておりますので、今回指定管理の募集要項にもそこを細かく入れていますので、実際の対応は指定管理者が責任を負うことになると考えております。

○塩手委員
　２点ちょっと確認なんですけど、まず資本の力というところで、事前に書類を提出していただいたということで、要するに決算書とかそういったものを想定していいんですか。

○市原産業政策課長
　そのとおりでございます。

○塩手委員
　はい、分かりました。

○塩手委員
　もう１点は、災害協定というところなんですけど、基本的に団体の方の責任というところで今答弁していただきましたが、今回お願いする団体の方は初めて指定管理をするような団体になっている。今団体がやっている事業内容を見ますと、デイサービスとか、地域のコミュニティーづくりというところですが、体育館とか運動場とか、災害時の避難所のいろいろな手続とか、では、誰が責任を持って判断をするのか市の連携どうするのかっていうところ。実際に場になったときに、かなり現場が混乱するんじゃないかというふうに思うんですけど、あくまで指定管理者の団体の方が責任を持つということは分かるんですが、そこに市として、どういうふうに関与しようというふうに考えてますか。

○市原産業政策課長
　今回のこの施設は複合施設になっておりまして、２階、３階が直営の部分になっておりますので、そういう面では市と今回の候補者とはかなり連携をとりながら進めていく必要があるというふうに考えております。
　さらに、地元の方とかの部分も関係してきますので、今回候補者として議決頂いた後には、連絡協議会というものを設置する予定にしております。
　そういう中で、こういった部分についても細かく話をしていきたいと考えております。

○塩手委員
　最後に言い述べということで、連絡協議会という中で、そういった有事・災害時等の現場の指揮系統というところはしっかりと明確に定めていただきたいということをお願いしておきます。

○野口委員
　実は、私、ものづくり学校というのは10年前ぐらいにやったんですよ。
　南小学校跡地で借りて、そこで始めたんですけどね。
　残念ながら今のこの場所というのが、子どもさんがどれだけ集まるのかなという心配もある。交通事情もあるし、それから例えば、当時の目的は、小刀の使い方、のこの引き方、ハンマー、釘の打ち方とかねそういう具体的なものを含めて、子どもさんを集めてやったんですよ。
　残念ながら、南小学校の跡地を再開発するということで追い出されてしまいましてね。大分に持っていったんだけど。
　そのときの経験からいうとね。この一つの目的の中に、例えばものづくりという大きなコンセプトを持ったやり方でどれだけできるのかというのを、この一色さんという方がどれだけあるか分かりませんけども、その当時は建設会社の社長さんとかいろんな方が集まってやっていただいたんですよ。
　だから、指定管理者だけでやるのかどうかということも含めてね、そういう専門家の方々、子どもさんを育てたいという思いがある方も、指定管理者と一緒にやってもらうことにしないと、ほとんど長続きはしないと思うんですよ。
　だから、そういう問題点がありますので、私もやった経験からもその辺はしっかりこの連絡協議会、この方が受けるかどうか分かりませんけどね、代表の方がしっかりどういう目的で最後にどこまでやり遂げるのかというようなことも含めて計画をしたほうがいいと思いますんで、その辺をしっかりやってください。

○市原産業政策課長
　今回指定管理の部分につきましては、どちらかというと地域の交流をメインにしておりまして、２階と３階の部分がものづくりということになっております複合施設でありますので、その部分はかなり連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。
　引き続き頂いた御指摘の部分についても、連絡協議会の中で話合いながら進めていきたいと考えております。

○野口委員
　しっかり計画して進めてください。

○阿部委員長
　ほかにございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　ほかに質疑もないようでありますのでこれより採決を行います。
　初めに、議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）産業政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって議第98号産業政策課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第120号指定管理者の指定について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第120号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、産業政策課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：10時58分

再開：11 時 03 分

○阿部委員長
　再開いたします。
　次に、都市計画課関係議案の審査を行います。
　議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）都市計画課関係部分について当局から説明を願います。

○山内建設部長
　建設部長の山内でございます。
　それでは、本議会において提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。
　建設部からは、都市計画課、都市整備課より、一般会計補正予算、これは繰越明許費の補正の関係です。それと公園緑地課より、指定管理者の指定について。施設整備課からは、一般会計補正予算議案、これも繰越明許費の補正、それと債務負担行為の補正。それと、別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び、指定管理者の指定についての議案を提出させていただいております。
　何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
　それでは、議案の詳細について担当課長より説明いたします。

○山田都市計画課長
　都市計画課長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）都市計画課関係部分について御説明いたします。
　予算書の６ページをお願いいたします。
　繰越明許費補正といたしまして、第２表、９款土木費、５項都市計画費、別府公園周辺整備事業の 598 万 1,000 円を計上しております。
　これにつきましては、公園周辺地区都市再生整備計画関連事業の事後評価業務につきまして、繰越しを行うものでございます。
　以上、都市計画課関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。
　御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
　以上で、当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。
　質疑のある方は御発言を願います。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　別に質疑もないようでありますのでこれより採決を行います。
　議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）都市計画課関係部分について原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 98 号都市計画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、都市計画課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11 時 07 分
再開：11 時 07 分

○阿部委員長
　再開いたします。

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。
議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）都市整備課関係部分について当局から説明願います。

○田邉都市整備課長
都市整備課長の田邉でございます。よろしくお願いいたします。
議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）都市整備課分関係部分について御説明いたします。
補正予算書の６ページをお開きください。
繰越明許費について御説明いたします。
繰越明許費の補正といたしまして、第２条の事業名、道路維持事業、２億6,390万円。地方道路整備事業３億は5,866万円。別府公園周辺整備事業、２億5,782万円。橋りょう長寿命化費事業、7,810万円。水路整備事業、4,056万円。山田関の江線外道路整備事業1億4,540万円。浜脇秋葉線道路整備事業1億9,458万円。公共土木施設災害復旧事業、３億6,093万4,000円を繰越計上するものでございます。
繰越しの理由といたしましては、道路整備事業におきましては、他の関係工事機関との調整や用地取得に伴う土地の引渡しなどに時間を要していること、また、国が示します、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正によりまして、公共発注者において施工時期の平準化の取組がより強化されたことなどによるものであります。
災害復旧事業につきましては、その規模の大きさなどから繰越して事業を行おうとするものであります。
以上で説明を終わります。
何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
以上で、当局の説明は終了いたしました。
これより質疑を行います。
質疑のある方は御発言を願います。

○塩手委員
別府公園周辺道路整備事業として繰越し等、一応していますけど、残りどのあたりが、対象となるのか、工事ももう大分完成してると思うんですけど。

○田邉都市整備課長
お答えいたします。
別府公園周辺道路整備ですが、ほぼ市役所の前が終わりまして、今、富士見通りと市民体育館の前を工事しております。
この事業が一応３月末の完成を予定してるんですけども、繰越しというのが国の補助金の交付の関係で、支払いの補助金の処理の関係で繰越し処理をさせていただこうということでございます。

○阿部委員長
ほかにございますか。
（「なし」と発言する者あり。）
ほかに質疑もないようでありますのでこれより採決を行います。
議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）都市整備課関係部分について原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。
（「なし」と発言する者あり。）
御異議なしと認めます。
よって、議第98号都市整備課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしま

した。
　以上で、都市整備課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11 時 10 分
再開：11 時 11 分

○阿部委員長
　再開いたします。
　次に、公園緑地課関係議案の審査を行います。
　議第 121 号指定管理者の指定について及び議第 122 号指定管理者の指定についての計２件について当局から一括して説明を求めます。

○久保田公園緑地課長
　公園緑地課長の久保田です。よろしくお願いいたします。
　では、議案について座って説明させていただきます。
　初めに、議案書の 48 ページ、議第 121 号指定管理者の指定について御説明いたします。
　鉄輪地獄地帯公園内に設置しております大型遊具やドッグランがある公園の最も西側の位置にグランピング施設が整備された小倉エリア駐車場の指定管理者の指定でございます。
　都市公園法に基づく公募設置管理制度、パークＰＦＩ制度を活用し、整備された駐車場であり、収益施設から得られる収益を活用して、公共施設を一体的に整備することを条件に、管理運営まで含めた指定管理者を、令和３年に株式会社別府鉄輪パークマネジメントに指定しておりまして、引き続き株式会社別府鉄輪パークマネジメントに指定しようとするものであります。
　次に、議案書の 49 ページ、議第 122 号指定管理者の指定について御説明いたします。
　実相寺中央公園内に設置しております大分県厚生連健康管理センターの向かいにある集会所の指定管理者の指定でございます。
　平成 18 年４月から指定管理者導入により、緑丘町自治会を指定管理者に指定し、管理に関する協定を結んでおります。
　同集会所は、地域住民の利用が多く見込まれ、いわゆる地域密着型の施設でありますことから、引き続き地元の緑丘町自治会に指定したいと考えております。
　以上、公園緑地課の関係部分の議案につきまして御説明申し上げました。
　御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
　以上で、当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。
　質疑のある方は御発言を願います。

　　（「なし」と発言する者あり。）
○阿部委員長
　別に、質疑もないようでありますので、これより、採決を行います。
　初めに、議第 121 号指定管理者の指定について原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　　御異議なしと認めます。
よって議第 121 号については原案のとおり、可決することに決定いたしました。
次に、議第 122 号　指定管理者の指定について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）

○阿部委員長
　御異議なしと認めます。
　よって、議第122号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で公園緑地課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11時15分
再開：11時15分

○阿部委員長
再開いたします。
次に施設整備課関係議案の審査を行います。
議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）施設整備課関係部分、議第110号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第123号指定管理者の指定について、計３件について当局から一括して御説明願います。

○籠田施設整備課長
　施設整備課長の籠田でございます。よろしくお願いいたします。
　議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）施設整備課関係部分につきまして説明させていただきます。
　最初に、繰越明許費補正につきまして、予算書の６ページをお開きください。
　市営住宅整備事業の615万4,000円を繰り越すものであります。
　これは市営朝日原住宅の用途廃止に伴う、建築物の解体工事について繰越しを行うものであり、次に債務負担行為補正につきまして、予算書の７ページをお開きください。
　市営住宅管理代行委託料として、9億3,878万円、市営住宅指定管理委託料として7,436万5,000円を、限度額として計上しております。
これは公営住宅法第47条に基づき管理代行制度と地方自治法第244条の２第３項に基づく、指定管理者制度を適用し、市営住宅等の維持管理業務を大分県住宅供給公社へ委託していますが、引き続き、来年度から５か年、大分県住宅供給公社に委託し、委託料として債務負担行為を設定するものであります。
　次に、議第110号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。
　議案書の32ページをお開きください。
　市営朝日原住宅を用途廃止することに伴う条例改正でございます。
　資料を配付してもよろしいでしょうか。

○阿部委員長
　許可します。

○籠田施設整備課長
　配付資料を御覧頂きたいと思います。
　市営朝日原住宅は鶴見の新別府病院の南側にある、昭和39年に建設された住宅で、コンクリートブロック造２階建ての１棟６戸が残っています。
　入居者が全て退去しましたので、施設老朽化により、同住宅を用途廃止することに伴い、条例の別表から削除するものであります。
　次に、議第123号指定管理者の指定について説明させていただきます。
　議案書の50ページをお開きください。
　特定公共賃貸住宅等の管理につきまして、別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会の答申を受け、引き続き大分県住宅供給公社を指定管理者として指定するものであります。
　以上、施設整備課の関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
以上で、当局の説明は終了いたしました。
これより質疑を行います。
質疑のある方は御発言を願います。

○塩手委員
議第110号についてですが、市営朝日原住宅の用途廃止ということで、今後、活用方針というところは議案質疑の中では、未定ということでしたが、活用方針が決まるまでの過程としてどういうことを考えているのか。
まず1点お願いします。

○籠田施設整備課長
お答えいたします。
市営朝日原住宅につきましては用途廃止を、既存建築物の解体工事を行う予定であります。
また、県道の都市計画道路整備に伴う、消防分団格納庫などの移転への対応が必要なってきますので、それらの状況を踏まえて、全体的な方針を定めていくことなると思っております。全体の方針につきましては、公共施設マネジメント推進会議等で協議などをしながら決定していくものと考えております。

○塩手委員
この公共施設マネジメント推進会議の中で、最終的に活用方針が定まるということは理解できました。
そこで、1点お願いというか要望なんですが、活用方針が、公共施設マネジメント推進会議で定まった時点で、迅速に委員会に活用方針がどういった形になりましたという報告を上げていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○阿部委員長
公共施設マネジメント推進会議は当委員会の所管と違ってくる、総務企画消防委員会になるということですよね。

○籠田施設整備課長
財政課の担当する会議になります。

○山内建設部長
これはどこの課とか、そういうものではなく、市の所有する土地になっていますので、それは関係委員会ですり合わせをして、報告をさせていただきたいというふうに思います。

○阿部委員長
また、進捗がありましたら、所管から外れますけど、この住宅の土地であるという背景があるので、建設部から分かる範囲での説明を、当委員会によろしくお願いいたします。

○泉委員
解体後の跡地、これ今委員長が言ったように、建設部所管で解体入ります。
それは、あとは財産管理になると思うのだけども、絶対に発生しちゃいけないのが一つあるんですね。
それは新別府病院は、災害時拠点病院になってるということなんです。
災害拠点病院の駐車場が十分かと言ったら、十分じゃないんですよ。
そこらを見越した跡地活用やっておかないと、災害拠点病院に皆さんが押しかけて、駐車場

がないという事態になりますからね、ここだけはもう絶対忘れないように、解体後の跡地利用については申し送りしといてください。これ既に私１回議会で質問していますからね。
だからそれだけは忘れないようにしてください。
　お願いします。以上です。

○籠田施設整備課長
　現在跡地の一部を、駐車場として新別府病院にお貸ししている状況もありますので、そういうことを踏まえた上で、検討してきたと思っております。

○吉冨委員
　１点だけ。
　指定管理者の件なんですけど、大分県住宅供給公社に市営住宅の管理を任せるということなんすけど、教えてほしいのは県がやっているこの公社っていうのは、その下請を民間がしているということはないんですか。

○籠田施設整備課長
　公社のほうで全て管理と運営をしていただきます。

○阿部委員長
　ほかにございますか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　ほかに質疑もないようでありますのでこれより採決を行います。
　初めに、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）施設整備課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 98 号施設整備課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 110 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 110 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　続きまして、議第 123 号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　御異議なしと認めますよって議第 123 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で施設整備課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11 時 25 分
再開：11 時 25 分

　再開いたします。
　次に、上下水道局関係議案の審査を行います。
　議第 111 号別府市水道事業給水条例の一部改正について及び議第 112 号別府市上下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について、計２件について当局から一括して説明願います。

○橋本上下水道局長
　上下水道局長の橋本です。
　本議会におきまして２つの議案を提出させていただいておりますので、概要について説明させていただきます。
　上下水道局といたしましては、営業課及び下水道課より、議第 111 号別府市水道事業給水条例の一部改正について及び議第 112 号別府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正についての２議案を提出させていただいております。
　何とぞ、最後まで十分に御審議されるようお願い申し上げます。
　それでは、議案の詳細については担当課長より御説明いたします。

○中江上下水道局営業課長
　営業課長の中江でございます。よろしくお願いします。
　それでは、議第 111 号別府市水道事業水給水条例の一部改正について御説明いたします。
　議案書の 33 ページを御覧ください。
　現在、個人が管理する宅内の排水工事を行う給水装置工事につきましては、別府市が指定し指定給水指定工事事業者しか工事を行うことができませんが、災害その他非常の場合において、指定工事事業者の確保が困難であるときは、他市町村の指定を受けた工事事業者等による対応可能数にすることに伴い、条例を改正しようとするものでございます。
　以上で、議第 111 号別府市水道事業給水条例の一部改正についての御説明を終わります。

○川野上下水道局下水道課長
　下水道課長の川野です。どうぞよろしくお願いいたします。
　議第 112 号別府市下水道条例及び別府市公共下水道構造等の基準に関する条例の一部改正について御説明をいたします。
　議案書の 34 ページを御覧ください。
　これは、先ほど説明のあった水道の給水装置工事と同様に、災害その他非常の場合における下水道排水設備等の工事について、他の市町村指定を受けた工事事業者による対応を可能にすること、下水道の排水設備等の工事を行う工事店指定の要件について、責任技術者が専属することから、複数の現場を担当できる選任することに見直すこと及び本市において下水道法に規定する都市下水路雨水幹線管渠に移行させたことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。
　以上で、議第 112 号別府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について、の御説明を終わります。
　何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長
　以上で、当局の説明は終了いたしました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　初めに、議第 111 号別府市水道事業給水条例の一部改正について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 111 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 112 号別府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「なし」と発言する者あり。）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 112 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして当委員会に付託を受けました、全ての議案の審査を終了いたします。なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、観光建設水道委員会を終了いたします。

〇閉議：11 時 30 分